

経営首脳者セミナーのご案内

～令和6年4月建設業関係の改正法施行直前セミナー～

本年度の経営首脳者セミナーを以下の内容で開催いたします。今回のセミナーでは、「令和6年4月建設業関係の改正法施行直前セミナー」と題しまして、労働時間上限規制に関する内容並びに化学物質管理者の選任とその職務など化学物質管理関係の法規制に関する内容としています。経営者、安全担当のみならず、ぜひ**人事労務管理部署の方もご参加ください。**

労働時間上限規制

法律による上限
・年720時間・複数月平均80時間*
・月100時間未満*
※休日労働を含む

年間6ヶ月まで
月80時間＝1日残業4時間程度

残業時間
原則 法律による上限
月45時間 年360時間以内 1日残業2時間程度

法定労働時間
1日8時間 週40時間

改正内容：特別条項等による上限規制時間の適用、新たな時間外労働協定届の提出、就業規則の変更部分と届出、働き方改革等にかかる助成金などの支援事業・・・

化学物質管理規制

有害性に関する情報量
約2,900物質 (国がモデルラベル・SDS作成済みの物質)
国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

数万物質
国によるGHS未分類物質

ラベル・SDSによる伝達義務
リスクアセスメント実施義務

ばく露を基準以下とする義務
ばく露を最小限度にする義務

適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務・努力義務

改正内容：化学物質管理者・保護具着用管理者の選任、皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止、衛生委員会付議事項の追加、RA対象物に関する義務・・・

+ 安全

誤欠 有機溶剤 粉じん 熱中症

- 日時** 令和6年3月12日(火) 13時30分から16時55分まで
開催場所 建設会館講堂 横浜市中区太田町2-22
開催内容 ① 建設業における労働時間上限規制について
 ② 建設業における労働災害発生状況・事例、防止対策等について
 ③ 建設業における今後の化学物質管理等について
 ①～③まで神奈川労働局労働基準部担当部署からの基調講演のほか以下の特別講演があります。
 ①関連 **事例発表 働き方改革の取り組み 新菱冷熱工業(株) 人事担当部長**
 (労働時間の上限規制への対処、意識改革、ICT活用等による業務効率化、女性活躍推進など)
 ③関連 **建災防における化学物質対策の取り組み** (化学物質管理者等の教育)

セミナーは無料です。 下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX等により
令和6年3月1日(金)までにお申し込み下さい。
 申込先 建設業労働災害防止協会神奈川支部 電話 045-201-8456
 FAX 045-201-7735 メール uketuke@kensaiboukanagawa.com

経営首脳者セミナー参加申込書

分会名	会社名	お名前
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()

建災防神奈川支部ニュース

No.572 令和6年1・2月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

新年のご挨拶



建設業労働災害防止協会
神奈川支部長

黒田 憲一

令和6年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

これまで国民生活に大きな影響を与えていた新型コロナウイルスもようやく第5類となり、社会生活も落ち着きを取り戻しつつあります。

一方、昨年は記録的な猛暑が続き、11月に入っても夏日が続くなど気候変動が顕著な年であり、それが原因にも挙げられるのではないかとされるほど、8月9日には県内における建設業の死亡災害が多発しました。

昨年の労働災害の状況を見ますと、死亡者数は14名と前年に比べて大幅に増加しており、いまだに墜落転落災害をはじめとした、建設業の三大災害が大半を占め、休業4日以上死傷者数に至ってはここ数年増加傾向にあります。

それらの情勢を受けて、神奈川労働局では10月に建設業に集中監督が行われ、神奈川支部でも11月7日に開催された神奈川県建設業労働災害防止大会において、「ストップ死亡重大災害！ 心身を整え、行動前に家族を想おう！」というサブタイトルをつけて総決起集会の意味合いを含ませ、開催させていただきました。

いたところですが。

今年は労働時間の上限規制が建設業に適用される年です。

週休二日制の導入、人手不足・高齢化・危険作業をICTで払拭する試みも始まり、女性が活躍できるような推進モデル工事の活用も推奨され、国において、**新3K「給与、休暇、希望」**を掲げ、バックアップ体制も整ったところですが、我々建設業界に働く者も率先して意識を改革していかなければなりません。

建設業は、地域インフラ整備や毎年のように発生する自然災害の復旧復興工事等の担い手として県民生活を支える重要な役割を果たしており、最新の技術を使える面白さがある**「魅力」にあふれた産業**であることを広く若者に伝えて行かなければなりません。週休二日制の導入などで休日をゆっくり過ごし、心身を整えて仕事に出て、毎日「ただいま」と家族に言える安全・安心な職場環境にすることが大前提です。

建設業に携わる誰もが安心して働くことができる職場づくりを目指し、本年も神奈川支部は活動を積極的に展開していく所存ですので、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



令和6年年頭所感



神奈川県労働局
局長

木塚 欽也



令和6年の新春を迎えるに当たり、建設業労働災害防止協会神奈川支部及び会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、日頃から労働行政の推進に多大なる御理解と御協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

コロナ禍の3年間を乗り越え、日本経済が改善しつつある中、政府で定められた「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、変革を力強く進める「供給力の強化」と、不安定な足元を固め、物価高を乗り越える「国民への還元」の2つを車の両輪として、日本経済が新たなステージへ移行するスタートダッシュを図るための総合経済対策が策定されました。

県内の景気動向については、日銀横浜支店によれば、「海外経済の回復ペース鈍化の影響などを受けつつも、緩やかに回復している」とされており、直近の雇用情勢については、「一部に弱さが残るものの、持ち直しに向けた動きが広がっている」と判断されているところ。

このような状況の中、神奈川県労働局では、「すべての人がいきいきと働くかながわ」を目指して、構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、賃金上昇を伴う労働移動等に向けた支援、多様な人材の活躍促進、そして、誰もが働きやすい職場づくりなど、各種助成金の支給や様々な就職支援、労働環境の改善に向けた取組等を実施して

ります。

労働環境の改善に向けた取組について、4月から時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、さらなる周知や支援を進めるとともに関係する発注者等の協力が必要となることから、今後とも積極的に要請を実施してまいります。

令和5年の建設業の労働災害発生状況について、死亡災害（11月末速報値）は、14人の方の尊い命が失われ、前年同時期と比べ7人の大幅な増加となり、昨年からスタートした第14次労働災害防止計画における5年間で死亡者数を7人以下とする目標に対し、初年度から厳しい状況となりました。

なお、休業4日以上之死傷者数（11月末速報値）はコロナ感染症によるものを除いて、646人と前年同月比で60人（10.2%）の増加となっているところです。

このような労働災害の増加傾向に歯止めをかけるため、昨年は建設現場一斉監督を実施いたしました。その結果、墜落・転落災害防止措置をはじめとした違反が数多く認められました。

今年も墜落、転落災害をはじめとした様々な型の労働災害を防止するため、積極的な臨検監督や法制度の指導、周知等の各種取組を進めてまいりますので、労働災害防止の取組みへの御協力をお願いいたします。

以上のように、労働行政として取り組むべき課題は多岐にわたりますが、今年も、皆様方の御理解、御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げますとともに、貴会及び会員の皆様のますますの御発展と御健勝、そして、無災害を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川県労働局 令和5年11月末現在

年	署別												
	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年	70	26	39	62	35	98	61	66	31	49	45	64	646
	(1)	(0)	(1)	(2)	(0)	(3)	(0)	(2)	(2)	(0)	(1)	(2)	(14)
前年	54	17	38	41	42	96	36	53	41	48	57	63	586
	(1)	(0)	(0)	(2)	(1)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(7)

（注）労働者死傷病報告による、（ ）内は死亡者数である。コロナ感染によるものを除いている。

☆死亡災害発生状況☆

神奈川県労働局 令和5年12月25日現在

業種	年	死亡災害把握数			死亡災害件数		
		本年 (令和5年)	前年確定値 (令和4年)	前々年確定値 (令和3年)	令和4年	令和3年	令和2年
製造業		4 (1)	2	8	2	8	5 (1)
建設業		14 (1)	9 (1)	21 (2)	9 (1)	21 (2)	14 (3)
交通運輸業							
陸上貨物運送事業		8 (2)	5 (1)	2	5 (1)	2	5 (2)
港湾荷役業		1					
商業			6 (2)	3 (2)	6 (2)	3 (2)	1 (1)
清掃・と畜業		3	4	1	4	1	6 (2)
その他		9 (2)	3 (2)	14 (5)	3 (2)	14 (5)	6 (1)
合計		39 (6)	29 (6)	49 (9)	29 (6)	49 (9)	37 (10)

（注）死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。（ ）は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

☆死亡災害の概要☆

神奈川県労働局 令和5年12月25日現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 8時頃	その他の建設工事業 ～9人 65～69歳	荷姿の物 飛来、落下	工場内の配管工事現場で、交換用ボルト・ナット約30kgを繊維製道具袋に詰め、ホイストでつり上げ中、約15mの高さで袋の持ち手紐が破断して袋が落下し、下の地面で次のつり荷を準備していた被災者の頭に当たった。（元請）
2	2月 16時頃	土木工事業 ～9人 60～64歳	掘削用機械 墜落、転落	河川工事現場で、ドラグ・ショベルを運転し、残土を詰めたフレキシブルコンテナバッグ2個を吊って旋回中に、川岸の仮設道路から約3m下の川底に車両ごと墜落した。（1次下請）
3	3月 14時頃	建築工事業 100～299人 20～24歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	ビル新築工事現場で、基礎杭の杭頭の計測のため、杭頭までドラグ・ショベルで穴を掘り、その穴に下りて杭頭の上に残る土をスコップで払い落とし中、掘削面が土砂崩壊した。（元請）
4	3月 16時頃	建築工事業 30～49人 80～84歳	トラック 交通事故（道路）	ビル新築工事現場で、型枠材搬入を終えたトラックの運転者が降車中に、警備員が下り坂の輪止めを外したため無人で動き出し市道に出た。運転者は警備員2名とともに車の前で押し止め中に転倒し、前輪にひかれた。（2次下請）
5	3月 12時頃	土木工事業 10～29人 75～79歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	道路に埋設された下水管の交換工事現場で、古い下水管を撤去後の深さ1.3m、幅1.1m、長さ9mの掘削溝に下りてスコップで掘削中、掘削面が土砂崩壊した。（1次下請）
6	6月 14時頃	土木工事業 10～29人 60～64歳	足場 墜落、転落	新設中高速道路の橋梁上部工事現場で、つり足場を橋桁の下に組立て中の作業者が、同足場の単管の隙間（約2×1m）から約13m下の地面に墜落した。高工（2次下請）
7	6月 10時頃	土木工事業 ～9人 50～54歳	その他の環境等 その他	集合住宅敷地内の植栽剪定及び除草作業中、低木の庭木剪定を行っていたところ、営業していた蜂に手の甲を刺され、アナフィラキシーショックを発症し入院。2週間後に死亡した。一般作業員（元請）
8	8月 13時頃	土木工事業 ～9人 30～34歳	水 おぼれ	河川の護岸工事における締切工内での河床掘削場所が、水位の急上昇による越水で水没し、作業員ら4名が急流につかりながら退避中に1名が流され、5km下流で発見された。発生時刻と同じ頃に大雨警報が発表されていた。一般作業員（1次下請）
9	8月 12時頃	建築工事業 ～9人 40～44歳	研削盤、パフ盤 切れ、こすれ	木造住宅解体現場で、脚立に乗りながら、敷地境界の鉄柵を携帯用研削盤（と石カバーを取り外した、と石直径125mmの電動ディスクグラインダー）で切断しようとしたところ、当該研削盤が跳ね返って首を切った。解体作業員（1次下請）
10	8月 9時頃	建築工事業 ～9人 40～44歳	その他の動力クレーン等 墜落、転落	木造住宅の屋根瓦のふき替え工事において、瓦の荷揚機が停止したため、2階屋根外周の足場にかけた2連はしご（瓦の荷揚機を取り付けているもの）を降りているとき、高さ4m付近から墜落した。瓦職人（1次下請）
11	8月 11時頃	木造建築工事業 ～9人 75～79歳	足場 墜落、転落	木造住宅新築現場で、高さ4mの側足場上で左官作業中（2階ベランダの壁下地へ防水シート貼り付け中）、足場と建物の隙間（約50cm）から約1m下の下屋根に落ち、さらに地面に墜落した。左官工（1次下請）
12	9月 13時頃	土木工事業 ～9人 60～64歳	地山、岩石 飛来、落下	山林内の崩壊斜面の前に治山ダム（谷止工）を新設する工事現場で、ダム底部の床掘り作業中、斜面上方（高低差10m）山林内の崩壊斜面の前に治山ダム（谷止工）を新設する工事現場で、ダム底部の床掘り作業中、斜面上方（高低差10m以上）からの落石（約2m四方）が、道具を使って地ならし中の被災者に当たった。土工（1次下請）
13	10月 13時頃	建築工事業 ～9人 70～74歳	用具 飛来、落下	神奈川県内の解体現場で使用した仮設機材をリース業者に返却するため、被災者が、業者の資材置場まで自社トラックで運搬し、地上から、荷（仮設機材）を固定していたジャッキ付き荷掛けワイヤロープを解いたところ、一番上に積んだ荷（重量約170kg）が落下し、下敷きとなった。運転手（1次下請）
14	11月 9時頃	その他の建設工事業 ～9人 25～29歳	仮設物、建築物、構造物 墜落、転落	倉庫のスレート屋根の塗装工事において、屋根の棟付近を移動中、歩み板のない箇所ですレート踏み抜き、約8m墜落した。塗装工（1次下請）

10月に発生した建設業の死亡災害の概要

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
10月 13時頃	建築工事業 民間 ～9人	用具 飛来、落下	<p>【発生状況】 神奈川県内の解体現場で使用した仮設機材をリース業者に返却するため、被災者が、業者の資材置場まで自社トラックで運搬し、地上から、荷(仮設機材)を固定していたジャッキ付き荷掛けワイヤロープを解いたところ、一番上に積んだ荷(重量約170kg)が落下し、下敷きとなった。運転手70～74歳(1次下請)</p> <p>【災害防止のポイント】 1 積卸し作業中の荷崩れを防止するため、過積載にならないようにし、荷の高さ、積み方による偏荷重などが生じないように積載すること。 2 作業計画を見直し、積卸し中の荷の荷崩れによる危険防止対策を確立し、その結果を関係作業者に周知すること。 3 積荷の状態を確認し、荷崩れのおそれのあるときは、荷崩れ防止対策を講じてから、荷締器を外すこと。</p>



建災防事務局だより

令和12年の全国大会は横浜

11月の段階で、建災防本部から、令和12年に開催する全国建設業労働災害防止大会を横浜で実施したいとの意向を伝えられました。

現状で計画が進んでいる全国大会は今年が東京(記念大会)以降令和7年神戸、8年新潟、9年名古屋、10年仙台、11年大阪という順番で、その次に横浜で、ということです。これまでに横浜で実施されたのは、平成9年、同19年、同30年と3回で、今回実施されるとなると4回目となります。

理事会において本部から打診があったことが紹介されましたが、名誉なことであり、神奈川の経済効果も期待できることとして実施についての意思統一が図られました。

死亡災害の件数について

昨年1年間の県内の建設業での死亡災害は14件(速報値)となっています。支部ニュース10月号までに紹介し

た8月の墜落災害のうち、マンションの敷地内で～と紹介した1件は監督署での調査の結果、建設業ではなく、農業での件数となりましたので12月号で削除し、その後10月に発生した上記の荷降ろし中の災害がカウントされることとなり、14件変わらずとなりました。

新規講習の実施について

本年から新規に下記の2講習を実施します。

- ①金属アーク溶接作業主任者限定技能講習
- ②保護具着用管理責任者教育

①は従来行ってきた特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習にあたるもので、金属アーク溶接作業限定で作業主任者の資格となるものです、従来の特定化学物質・四アルキル等作業主任者技能講習を受講されている方はあらかじめ取る必要はありません。②は本年4月1日から金属アーク溶接作業など保護具を必要とする作業に対して選任が必要となる保護具着用管理責任者が受講していることが望ましいとされる教育です。

詳しい受講資格、日程等は神奈川支部ホームページ等でご確認ください。

支部行事予定

労働局新年挨拶

時：1月11日 10:00
所：神奈川労働局

建設5団体合同賀詞交歓会

時：1月11日 11:00
所：ロイヤルパークホテル

正副運営委員長・部会長会議

時：1月18日 15:00
所：建設会館411会議室

正副支部長・分会長会議

時：1月29日 15:30
所：伊勢山ヒルズ

安全祈願祭

時：1月29日 16:40
所：伊勢山皇大神宮

編集委員会

時：3月7日 15:00
所：建設会館411会議室

経営首脳者セミナー

時：3月12日 13:30
所：建設会館講堂

分会事務局長会議

時：3月15日 14:00
所：ロイヤルホール

令和5年度第2回理事会開催



11月30日、神奈川県建設会館講堂において建災防神奈川支部令和5年度第2回理事会を開催しました。

理事会の定員は72名のうち、当日の参加者は36名、委任状27名で合計63名でした。

黒田支部長(写真上)は「今年は記録的な猛暑が続き、11月に入っても夏日が続くなど気候変動が顕著な年であり、それが原因にも挙げられるのではないかとされるほど、8月9日には県内における建設業の死亡災害が多発した」と今年の猛暑を振り返り、それらの情勢を受けて、「神奈川労働局では10月に建設業に集中監督が行われ、神奈川支部においても先日の安全大会において、「ストップ死亡重大災害、心身を整え、

行動前に家族を想おう」というサブタイトルをつけて総決起集会の意味合いを含ませて開催させた」とこれまでの現状を報告した。

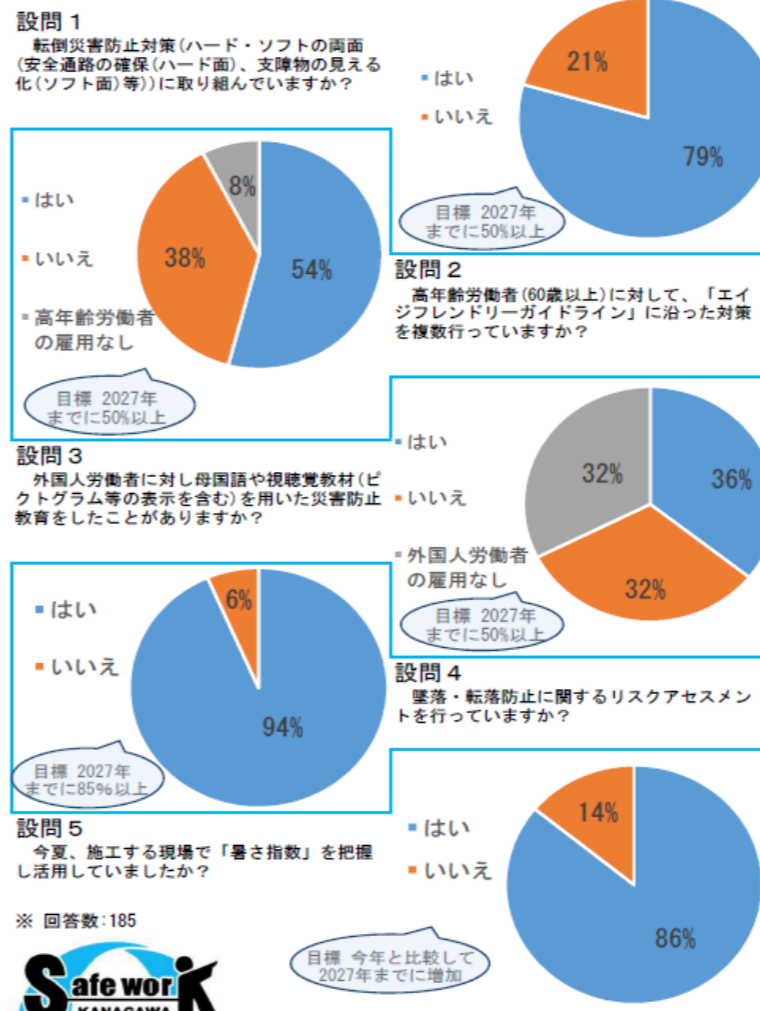
来賓からは神奈川労働局労働基準部安全課の千葉安全課長(写真右)があいさつをし、同じく安全課の大須賀地方安全専門官から「神奈川県内における労働災害の現状」について説明が行われました。



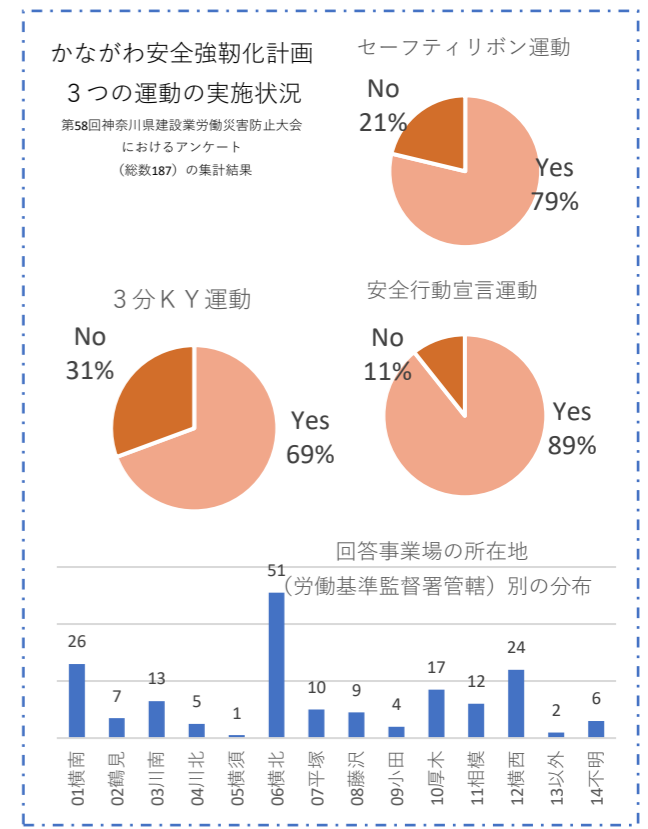
議事は第一号議案「令和5年度上半期事業報告承認に関する件」第二号議案「令和5年度上半期経理状況報告承認に関する件」についていずれも承認されました。

支部大会でのアンケート集計結果

第14次労働災害防止計画(神奈川計画)に係るアンケート結果



11月7日の神奈川県建設業労働災害防止大会で行ったアンケートを集計しました。本アンケートは第14次労働災害防止計画におけるアウトプット指標を調査するためのものです。神奈川労働局における指標は左記に、神奈川支部における3つの運動の指標は以下のとおりです。



新春座談会 ～令和6年からの建設業にかかる法改正の留意点～

昨年は足場関係における改正法が施行され、足場の点検関係について規制が強化されました。今年の展望は大きな問題としては労働時間の上限規制の建設業への適用が注目されていますが、労働衛生の関係ではアーク溶接作業において必要だった特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者が業界の要請により、ようやく金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習が新設され、難解な特化側等の講習を受けなくてもよいことになります。しかしながら化学物質の管理については事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度が導入され、それに伴い、化学物質管理者の選任など事業場における化学物質対策が強化されます。新年特集として神奈川労働局の担当専門官からこれらの項目についての対応を詳しくお聞きしました。



事務局

本日はお忙しい中ありがとうございます。

いつもお世話になっております神奈川労働局の安全課、大須賀安全専門官と健康課の毛利衛生専門官に、昨年及び今年以降主に建設業でかわる新たな法適用の関係についてお聞きして行こうと考えています。

では最初に安全の関係ですが、昨年は**足場の関係での改正**がありました。

それをきっかけとしてか当支部で行っている「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受講する方が増えています。これは全国的な傾向のようですが、基本的に10月1日での改正内容をあらためて考えると、改正によって講習等を受けた資格者を点検者にしなければならないということは含まれていませんよね？

大須賀安全専門官

点検者の資格については、もともとは平成24年の足場からの墜落にかかる要綱において足場等の安全点検の確実な実施として示されているもので、足場等の組立変更時等の点検実施者として必要な資格として「施工管理者等のための足場点検実務研修」や「足場の組立等作業主任者能力向上教育」を受講した者等が『一定の能力を有する者』と例示されているものです。

この点について、昨年の改正において新たに拡充されてはいません。



事務局

作業開始前に足場の上で作業する専門工事業者が必ずしも講習等を受けた資格者を点検者に指名して点検しなければならないということはないということですか。

大須賀安全専門官

そのとおりです、整理すると当該要綱には「作業

開始前点検※1は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること」とされており、点検内容は足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無に限定され、足場に上るすべての事業者が点検を直接実施しなければいけないとされています。

足場の組立変更時点検※2においては元方事業者も点検義務がある条文中、最初に資格関係を例示された時には能力向上教育など足場を実際に組み立てる業者の方しか持っていないような資格でしたので、「元請はどうするんだ？」という声が上がって施工管理者の研修などが追加されたという経過がありました。

事務局

なるほど、声を上げるということは大事ですね（笑）そうすると、そもそもの話になるのですが、足場の上で作業する専門工事業者の方に足場の組立変更時点検の方の義務はあるのでしょうか？

大須賀安全専門官

基本的には義務付けがあります、ただし、これは元方事業者等の注文者に対し、請負人の労働者に足場を使用させるときに同様の義務付けがあります。

事務局

というと、作業を行う事業者と元方事業者等の注文者が二重に行う必要がある？

大須賀安全専門官

基本的に二重に行う必要はありません。

足場の組立変更時点検については、例えば、元方事業者等の注文者が行った後に協力会社の労働者が作業する場合は、協力会社は、**注文者が行った点検の記録を確認**することで、足場の組立後等の点検や記録の義務を果たしたことになるかとされています。

事務局

では、次に健康課関係で、建設業界において今年注目されているのは労働時間の上限規制ですが、その影に隠れて今年4月には化学物質の取り扱いの関係も大きく影響を受けそうだと思っています。

これまでも化学物質関係の規制の動きがありましたが、4月1日からはリスクアセスメント対象物質を取り扱う事業者は**化学物質管理者**を選任しなければいけないと聞いています。

そもそも**リスクアセスメント対象物質**とはなんで、建設業ではどんな物質がどんな作業で使われている

のでしょうか？



毛利労働衛生専門官

リスクアセスメント対象物とは、労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質で、ラベル等による表示対象物、SDS等による通知対象物である**640物質**を指します。

ただし、「主として一般消費者の生活の用に供される製品」は、リスクアセスメント対象物から除かれます。

建設業では、**塗装作業の塗料、サッシ取付作業等のコーキング剤、コンクリート打設作業の生コン、舗装工事の乳剤や合材**が、基礎杭の安定液等が、リスクアセスメント対象物に該当します。

事務局

選任すべき管理者は現場ごとで選任が必要でしょうか、またその資格はどのようになっているのでしょうか？

毛利労働衛生専門官

化学物質管理者は、適用事業単位ごとに現場の各事業者が選任しなければなりません。

建設現場は、一般的にリスクアセスメント対象物の製造事業場以外となるため、選任する**化学物質管理者に資格要件はありません**が、可能な限り、リスクアセスメント対象物製造事業場向けの専門的講習に準じた講習（計6時間）を受講することをお勧めします。

事務局

もう一つ、今年の1月から新たに**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習**という講習が施行され、神奈川支部でも登録をして講習を始める準備をしています。

すでにいくつか事務局に質問を受けているのですが、一つはこれまでに金属アーク溶接の教育を受講

して、経験年数があるのだが、**免除される学科**はないのでしょうか？、というもの、

また別の質問は、作業現場からですが、アーク溶接事態は特定化学物質作業主任者を選任すべき作業なので、新たな限定講習を受けた者を選任する場合には特定化学物質作業主任者として掲示することでよいのか？というものです。

この点はどうでしょうか。

毛利労働衛生専門官

アーク溶接特別教育を受講して、経験年数があっても、残念ながら免除される学科はありません。

アーク溶接特別教育は、主に安全関係の教育なのに対し、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習は、労働衛生関係の教育が主となるためです。

掲示については、作業主任者の新たな区分に「金属アーク溶接等作業主任者」ができますので、この名称を掲示していただくようお願いします。

事務局

次に石綿の関係ですが、建災防では相変わらず石綿関係の講習の需要が多い状況です。

中には家電関係でエアコンの取り付け業者なども受講に来られているようですが、**そういった穴をあけるだけの作業**でも必要なんでしょうか？

毛利労働衛生専門官

必要になります。

石綿含有建材に穴をあけたり、切ったり、割ったりといった加工を行うと、石綿含有建材調査者の有資格者による事前調査が必要となります。

事務局

そういった作業の場合、密閉するまでしなくても、粉じんを吸引する方式の電動工具の使用も認められると聞いていますがどういったものになりますか？

毛利労働衛生専門官

除じん性能を有する電動工具で、ハンマードリルやグラインダー等が市販されています。

石綿等の湿潤化を行う従来の方法もありますが、散水等の湿潤化をすると、電動工具に感電するという危険も考えられますので、除じん性能を有する電動工具の使用が認められるようになりました。

事務局

最後に同じく石綿で新たに講習が必要となる対象作業として、建築物ではなく、**工作物の事前調査**が

あると聞きます、工作物とはこういったところなんでしょうか？

今までに受けた一般建築物石綿含有建材調査者ではだめなのはこういった作業になりますか？

毛利労働衛生専門官

工作物※3は、**特定工作物告示**に掲げる工作物と特定工作物以外の工作物をいいます。その中で建築設備や建築物一体設備等、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業については、建築物石綿含有建材調査者の有資格者も事前調査ができます。（※3②③の除去等作業は可能）

事務局

ありがとうございました。

アーク溶接限定にしても、新たな石綿の調査者の講習についても、ぜひ建災防で受講していただきたいと思います。

※1「**作業開始前点検**」とは、労働安全衛生規則第567条第1項で、事業者に対し、足場における作業を行うときに、点検者を指名して作業開始前に作業箇所の墜落防止設備について点検させ、異常あったときは直ちに補修するよう義務付けているもの。

※2「**組立変更時点検**」とは同条の第2項で、事業者に対し、強風、大雨、大雪等の悪天候、中震(震度4)以上の地震、足場の組立て、一部解体、変更の後に作業を行うときは、点検者を指名して作業開始前に同項に列挙されている法定の事項について点検させ、異常があったときは直ちに補修するよう義務付けているもの。同規則第655条第1項第2号では、組立変更時点検を行った場合は、点検の結果や補修内容等について記録し、保存することが義務付けられている。（作業開始前点検ではそこまで記録の義務はない）

※3「**工作物**」とは、次の**特定工作物告示**（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる①、②とと、特定工作物以外の③が該当します。

①建築物と構造や石綿含有材料が異なる炉設備、電気設備、建築設備ではない配管等、②建築物一体設備である煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上屋、遮音壁、観光用エレベーターの昇降路の囲い等、③特定工作物以外の工作物で、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、神社の鳥居、作業用足場、遊園地の観覧車等